

令和7年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業
CLT・LVL 等の利用拡大のための環境整備(持続可能な木材供給・利用の環境整備)
第2回検討委員会

議事次第

日時 令和7(2025)年11月10日(月) 13時30分から16時00分
場所 東京都新宿区市谷八幡町8番町 TKP 市ヶ谷ビル
TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6E
(対面および Web 会議「Webex」を利用)

1. 開会
2. 挨拶
林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長 川原 聡
一般社団法人日本森林技術協会 理事長 小島 孝文
3. 委員等紹介
4. 議事次第
 - (1) 事業の実施状況
 - (2) 追加調査の中間報告
 - (3) (仮称)持続可能性に配慮した木材供給に係るガイダンス(案)について
 - (4) 意見交換
 - (5) その他(今後のスケジュール等)
5. 閉会

【資料】

- 資料1 事業の実施状況
- 資料2 追加調査の中間報告
- 資料3 (仮称)持続可能性に配慮した木材供給に係るガイダンス(素案)(概要版)
- 参考資料1 第1回検討委員会における意見概要
- 参考資料2 聞き取り調査結果一覧

【委員等名簿】

(委員は50音順、敬称略)

区分	No.	氏名	所属	出欠
委員	1	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長(木材利用動向分析担当)	Web 出席
	2	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長	出席
	3	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員	出席
	4	関山 康忠	大成建設株式会社 設計本部 先端デザイン部 木質建築推進室 シニアアーキテクト	出席
	5	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長 (株式会社佐久 代表取締役)	出席
	6	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長	出席
	7	立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授	出席
	8	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役	Web 出席
	9	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長	出席
	10	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長	出席
オブ ザー バー	11	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹	Web 出席
林 野 庁	12	川原 聡	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長	出席
	13	中村 誠	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 課長補佐	
	14	伊籐 直哉	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 住宅資材企画係	
事 務 局	15	小島 孝文	一般社団法人 日本森林技術協会 理事長	
	16	窪江 優美	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室 専門技師	
	17	井上 樹芳	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ 専門技師	
	18	田井 紗也子	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室 専門技師	
	19	安間 勇樹	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室 室長補佐	

以上

令和7年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
持続可能な木材供給・利用の環境整備
第2回検討委員会

事業の実施状況

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年 11月 10日（月）
13時30分～16時00分
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
カンファレンスルーム 6E
（Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人
日本森林技術協会

1.

・事業の背景・目的

2.

・事業のスケジュール

3.

・第1回検討委員会の振り返り



1. 事業の背景・目的①（仕様書抜粋）

➤ 事業の内容

ア 林野庁と協議の上で選定した学識経験者等で構成する委員会を設置し、当該委員会において、事業の実施方針の策定と進捗管理を行うとともに、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材（以下「当該木材」という。）供給のあり方について検討を行う。

イ アの検討においては、林野庁及び委員会と協議の上で、当該木材の供給について、関連する制度等や建築事業者等から求められる具体的な要件を抽出した上で、これらの要件を満たす上での課題・対応策を整理し、**木材供給事業者向けのガイダンス**（以下「ガイダンス」という。）の作成を行う。なお、この際、過年度の成果も踏まえ、以下の視点に留意する。

- (1) ガイダンスの役割（位置づけ、目的、対象者等）
- (2) 情報の種類等（当該木材の要素、川上事業者等が独自に行う生物多様性保全等の取組に係る情報の取扱い、国際的な枠組みへの対応等）
- (3) 事業者の実態を踏まえた当該木材の情報の伝達方法
- (4) 当該木材の情報・利用に関する関係者の役割

なお、検討にあたっては、過年度の成果も踏まえ、必要に応じて持続可能性に配慮した木材供給に関連する国内及び国際的な議論の動向や我が国の林業・木材産業の現場実態や取組事例等を調査し、その結果を適切に活用するものとする。

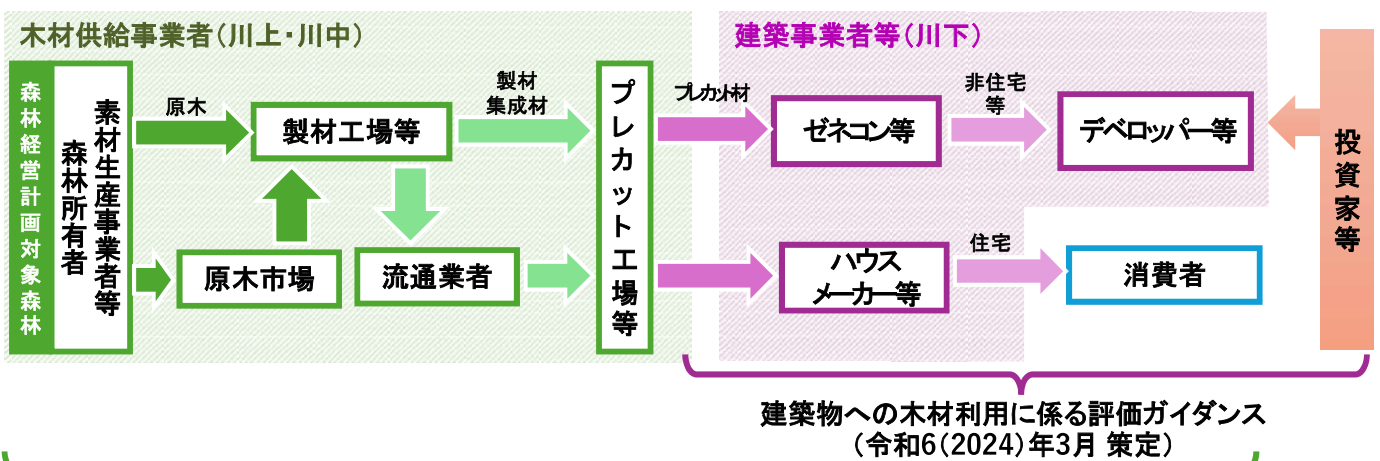
ウ 上記のほか、持続可能な森林経営に係る我が国の既存制度や、それらを背景として我が国の森林から生産される国産木材の利用に係る取組が、企業及び建築物の評価等において積極的に評価されるような枠組みのあり方についても、必要に応じて、林野庁及び委員会と協議の上で、検討を行う。

エ アからウまでの検討成果について、林野庁及び委員会と協議の上で、報告書及びその概要資料として取りまとめる。



1. 事業の背景・目的②（目的）

➤ 過年度の成果も踏まえながら、建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給について、**木材供給事業者向けのガイダンスの作成**を行う。



生物多様性保全の観点も含め持続可能性に幅広く配慮した ⇒ 令和6(2024)年度
木材(国産材)の供給のための環境整備が必要

- ・持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向を抽出
- ・ガイダンスの構成要素を作成
- ⇒ 令和7(2025)年度 **ガイダンスを作成**

2. 事業のスケジュール①

事業内容	令和7（2025）年							令和8（2026）年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア. 検討委員会等の設置・運営			★ 第1回 8/8 ・事業実施計画 ・ガイダンス素案			★ 第2回 11/10 ・事業実施の状況 ・ガイダンス素案 ・追加調査結果(中間)	★1ヶ月間 ガイダンス 確認期間		★ 第3回 2/13 ・追加調査結果報告 (最終) ・ガイダンス確認	
イ. ガイダンスの作成	① 追加調査等				追加調査 ・過年度からの補正等も含め、 Webヒアリング、現地調査、 アンケートを実施予定		予備調査 期間			
	② ガイダンス 作成	素案作成 ・昨年度の振り返り ・目的等確認		素案②作成 ・委員会時の意見 等を踏まえ、初稿作成		初校作成 (~12月中旬) ・委員会時の意見 等を踏まえ、初稿作成		再校~校了 ・確認期間、委員 会時の意見 等を踏まえ、 最終稿作成		
ウ. とりまとめ							報告書の作成 ガイダンスの概要版・詳細版の作成			
エ. 事業成果の普及								日林協HP 公開 森林技術への寄稿等		

3月19日(木) 納品日

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

5

2. 事業のスケジュール②（イ.②追加調査等）

調査対象等

》 素材生産（川上）

- 「持続可能性に配慮した木材」の供給における関係者の負担等の状況について、各種取組を実施している川上事業者（森林組合等）に対してアンケートまた聞き取りを実施
 - アンケート：森林認証制度を取得している連合会・組合を対象（推定125組合）
全国森林組合連合会からご案内（11/4~11/19）
 - 聞き取り：岩手県森林組合連合会（10/29）、有限会社二和木材（10/29）

》 木材加工・流通（川中） ※第1回検討委員会時に提案を受け、実施

- 持続可能性に配慮した木材の供給等に係る実態や持続可能性に配慮した付加価値化に係る認識について把握するため、聞き取り調査を実施
 - 聞き取り：ノースジャパン素材流通協同組合（10/29）
一般社団法人全国木材組合連合会（10/30）
斎藤木材工業株式会社（11/14）

》 建築事業者等（川下）

- 持続可能性に配慮した木材の供給等に係る実態や持続可能性に配慮した付加価値化に係る認識について把握するため、聞き取り調査を実施
 - 【デベロッパー（不動産）】
 - 聞き取り：三井不動産株式会社（10/16）、
三菱地所株式会社・三菱地所レジデンス株式会社（10/21）
 - 【自社ビル等での利用者】
 - 聞き取り：東京海上日動火災保険株式会社（9/26）

- ゼネコン（総合建設）は、調査協力の辞退があったため未実施
 - なお、昨年度に2件分（大成建設株式会社・竹中工務店）を実施している。

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

6

3. 第1回検討委員会の振り返り①

(追加検討・調査の背景・目的)

- 「(仮称) 持続可能性に配慮した木材供給に係るガイドンス」を作成するため、**過年度に整理した「持続可能性に配慮した木材の課題と対応方向」を深掘り**する。
- 「課題と対応方向」の深掘りを行うために、**各種情報を収集・整理および検討するとともに、現地調査(またはWebヒアリング)やアンケートを実施**する。

課題		対応方向
(1) 全般的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドンスの役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理(「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定) ・ 森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した木材の要素 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」(R6.3)において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組みへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組における林業分野に必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

7

3. 第1回検討委員会の振り返り②

参考資料1 第1回検討委員会における意見概要(整理)

- **1. 全般的な事項について**
 - クリーンウッド法に基づき、国内では合法・持続可能な木材が流通していることを需要側へ周知する必要である。
 - 川中の小規模製材工場などでは、改正法施行後も証明を川下に流す意識が浸透していない。
 - 森林認証の取得・維持コストが高く、販売で回収できていない。
 - 生物多様性配慮は、TNFD対応など川下企業の要請から広がる可能性がある。

【対応方向】

 - 情報伝達の現状を再確認する。
 - 認証・合法性に関する川上の負担、川下の要請構造を説明する。
 - 生物多様性、TNFD対応を踏まえた市場動向を共有する。
- **2. ガイドンスの役割について**
 - 事業者規模や立場によって必要な対応が異なるため、「自らに合った対応を選べるガイドンス」が望ましい。
 - 森林認証や合法木材の定義・関係性を冒頭で明示すべき。
 - 森林経営計画の改訂により、生物多様性保全項目を追加した点も整理対象ではないか。
 - ガイドンスが、森林認証等に取り組む経営者の後押しとなることが期待される。

【対応方向】

 - ガイドンスの基本構成・意図を明確にし、とりまとめる(定義の整理、多様な実践例を提示)。
 - 制度横断的な位置づけを図示等でわかりやすく説明する。
 - 自ら選べる実践型ガイドンスとしての方向性を提示する。

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

8

3. 第1回検討委員会の振り返り③

参考資料1 第1回検討委員会における意見概要（整理）

➤ 3. 情報の種類・確認・伝達について

- クリーンウッド法に基づく情報伝達の流れを確立する必要がある。
- 日本特有の森林施業や指標（長伐期化、複層林化等）を踏まえ、海外基準との単純比較ではなく、日本の森林像に基づく整理が必要。
- 自然共生サイトの視点を取り入れるべき。
- 付加情報を価格に反映できるかは取引形態次第。ストーリー性のある相対取引も有効。
- 輸入木材でも合法性を確保する姿勢が重要。

【対応方向】

- 情報伝達の仕組みの整理、改善方向を整理する。
- 日本型持続可能性の要素を整理する。
- 付加価値化・ストーリー性の観点も盛り込む。

➤ 4. 関係者の役割について ※意見なし※

➤ 5. 追加調査（川上・川下）について

- 川上：全数調査ではなく、認証取得組合
- 先進事例を対象に。
- 簡易設問で負担軽減を図るべき。
- 川下：住宅メーカー等を対象に、生物多様性配慮やTNFD対応のニーズを把握すべき。
- 環境先進企業へのヒアリングが有効。

【対応方向】

- 川上・川下双方の調査設計の見直し。

令和7年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
持続可能な木材供給・利用の環境整備
第2回検討委員会

追加調査の中間報告

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年 11月 10日（月）
13時30分～16時00分
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
カンファレンスルーム 6E
（Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人
日本森林技術協会

1.

・追加調査の概要

2.

・追加調査の中間報告

1. 追加調査の概要①

調査対象等

》 素材生産（川上）

- 「持続可能性に配慮した木材」の供給における関係者の負担等の状況について、各種取組を実施している川上事業者（森林組合等）に対してアンケートまた聞き取りを実施
 - アンケート：森林認証制度を取得している連合会・組合を対象（推定125組合）
全国森林組合連合会からご案内（11/4～11/19※）
 - 聞き取り：岩手県森林組合連合会（10/29）、有限会社二和木材（10/29）

》 木材加工・流通（川中） ※第1回検討委員会時に提案を受け、実施

- 持続可能性に配慮した木材の供給等に係る実態や持続可能性に配慮した付加価値化に係る認識について把握するため、聞き取り調査を実施
 - 聞き取り：ノースジャパン素材流通協同組合（10/29）
一般社団法人全国木材組合連合会（10/30）
斎藤木材工業株式会社（11/14）

》 建築事業者等（川下）

- 持続可能性に配慮した木材の供給等に係る実態や持続可能性に配慮した付加価値化に係る認識について把握するため、聞き取り調査を実施
 - 【デベロッパー（不動産）】
 - 聞き取り：三井不動産株式会社（10/16）、
三菱地所株式会社・三菱地所レジデンス株式会社（10/21）
 - 【自社ビル等での利用者】
 - 聞き取り：東京海上日動火災保険株式会社（9/26）
- ゼネコン（総合建設）は、調査協力の辞退があったため未実施
 - なお、昨年度に2件分（大成建設株式会社・竹中工務店）を実施している。

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

3

1. 追加調査の概要②（アンケート）

- 「持続可能性に配慮した木材」の供給における関係者の負担等の状況について、**森林認証制度を取得している都道府県森林組合連合会および森林組合を対象**にアンケートを実施している。

- 》 実施期間 令和7（2025）年11月4日（火）から11月19日（水）まで
- 》 提出方法 Microsoft Forms <https://forms.office.com/r/aSsqJ80Lvm>
（URLより回答が難しい場合は、Excelに記入の上、返送）
- 》 対象想定：全都道府県の607森林組合のうち推定125組合※ ※インターネット調査による

➤ アンケート内容

- 》 大きく7設問で35項目の質問を設定した（なるべく選択式、記述は任意）。
 1. 基礎情報（回答者情報、取得している森林認証制度（種類、取得年、形態）、取得した動機）
 2. 認証の取得・維持に関する実態（認証面積、コスト、人員負担）
 3. 効果と課題（認証取得による主な変化、主な課題）
 4. 情報伝達と活用（木材販売量（認証材販売量）、認証材の引き合い、情報伝達の有無、川中・川下への情報伝達方法、川中・川下の情報の活用状況、情報伝達の改善点）
 5. 付加価値化（取引価格に反映できているか、反映が難しい最も大きな理由、追加的コストの上乗せ、付加価値化のために行っている取組）
 6. 今後の展望（行政や業界に期待する支援、今後の認証制度の方向性に関する意見）
 7. その他環境・社会関連の取組（認証制度以外での自主的な取組、取組きっかけ、今後について、森林の生物多様性を高めるための取組の実施状況、自然共生サイトの申請意向、認証取得等による生物多様性・再生林の取組の変化有無）

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

4



1. 追加調査の概要③（聞き取り調査項目）

➤ 聞き取り調査項目

➤ 【森林経営（川上）】持続可能な木材（丸太）の供給を求められた場合について

- ① 各者の事業概要について ② 認証取得・維持の実態と課題 ③ 効果と変化
- ④ 情報の伝達と活用 ⑤ 付加価値化の取組 ⑥ 今後の方向性と支援ニーズ

➤ 【木材加工・流通（川中）】持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給について

- ① 各者の事業概要について ② 持続可能性への取り組み ③ 情報のやりとり
- ④ 付加価値等への影響 ⑤ 木材調達に係る持続可能性への配慮による負担の受容性
- ⑥ 持続可能性に配慮した木材に係る支援ニーズ

➤ 【建築（川下）】国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達することについて

- ① 各者の事業概要について ② 持続可能性に配慮した木材の利用状況
- ③ 木材調達に関する認識 ④ 付加価値や企業評価への影響
- ⑤ 木材調達に係る持続可能性への配慮による負担の受容性
- ⑥ 持続可能性に配慮した木材に係る支援ニーズ

➤ 川上・川中・川下の各区分において上記について聞き取りを行っている。

➤ なお、調査結果を統一的にとりまとめるため、①基礎情報、②取組状況、③情報と調達、④付加価値等（コスト関連）、⑤課題・支援ニーズの視点で整理した。



2. 追加調査の中間報告①（整理）

事業者等の状況（①基礎情報、②取組状況、③情報と調達、④付加価値等、⑤課題・支援ニーズ）

（A社：岩手県森林組合連合会）

- ① 県内18森林組合を会員とする広域組織であり、年間約38万m³を取り扱う。針葉樹の取り扱いには減少傾向にある一方、ナラ等の広葉樹は需要が増加し、素材価格も上昇傾向にある。自組織では森林認証を未取得だが、県内の認証取得事業者を需要者へ紹介する等の流通支援を行う。
- ② 合法性確認書類の提出を義務化し、専任担当によるチェック体制を整備している。県産材認証制度による産地証明を活用して信頼性を確保している。
- ③ 2014年にWeb共販システムを導入し、県内9共販所で全量Webでの取引を達成している。入札・精算等の自動化により、作業時間と人員を大幅に削減した。2022年にはWeb直販も開始し、運賃効率を踏まえた出荷調整を実施している。
- ④ デジタル化導入に一定の費用を要するが、業務効率化の効果は高い。国産広葉樹への回帰と産地証明制度の信頼性が需要確保を支えている。一方でバイオマス材についてはGHG管理（輸送距離記録）等の新たな事務負担も発生している。
- ⑤ 再造林率が伐採に対して約2割に留まり、基金活用と人材確保の支援が必要である。広葉樹資源についても持続の利用と社会的理解の促進が課題である。

川上（B社：有限会社二和木材）

- ① 林業と製材の両事業を展開し、製材は本社と支所の2拠点で操業している。従業員60名、年間原木消費量60,000m³で、国産材100%（うち県産材8割）を使用している。森林経営計画の面積550haのうち、自社有林300haでSGEC-FM・CoC認証を取得している。
- ② 伐採から再造林まで一貫した森林経営を行い、年間素材生産量が約20,000m³で、年間約100haで再造林と下刈り、除伐・保育間伐を実施している。認証取得は、自社マネジメントの向上を目的として約10年前に取得後、更新審査を継続している。大規模非住宅案件等での認証材需要に対応している。
- ③ 認証・合法性情報は納品書へ記載し、認証マークを添付して取引先へ伝達している。販売先では、建築主やゼネコンによる広報・宣伝に活用されている。認証材の引き合いは増加傾向にあり、柔軟な対応が求められている。
- ④ FMとCoCの維持費は計約50万円/年で、学校等の大型案件があれば回収可能と考えている。生物多様性に係るモニタリングの実施が最も負担となっている。認証材は平均5%程度の価格上乗せが可能だが、流通段階が増えるほど付加価値が希薄化する傾向がある。
- ⑤ 認証維持の経費削減と生物多様性調査への支援が必要である。認証材の環境価値を社会的に評価し、適正価格で取引される仕組みが求められる。SGEC基準に基づく持続可能な森林経営を理念として継続し、制度の普及と理解促進を期待している。

2. 追加調査の中間報告②（整理）

事業者等の状況（①基礎情報、②取組状況、③情報と調達、④付加価値等、⑤課題・支援ニーズ）

（C社：ノースジャパン素材流通協同組合）

- ① 東北6県を対象とする流通協同組合で、2025年9月末で組合員249社である。自らは原木を買い取らず、山元直送のマッチング機能に徹し、取扱は組合員生産量の約3割に留まる運営である。
- ② 合法木材ガイドラインに基づく事業者認定を必須とし、「納入開始届」と伐採届等の提出を義務化している。「土場名」により納品書と紐づけ、書類は5年間保管する体制を整備し、バイオマス材は現地確認を実施している。
- ③ 上流からの情報はFAX主体で収集しているが、文字潰れ確認等の事務負担がある。下流へは共通納品書で合法性を伝達し、必要書類はPDFで提供する。委託販売について電子入札を導入し、遠隔入札・参加拡大の効果が確認された。
- ④ 合法性は市場で当然条件であり、価格プレミアは生じにくい。一方で書類確認・周知対応等により人的コストが増加している。販売管理ソフト等で需給調整の精度を高めつつも、運用負担は残存している。
- ⑤ 制度改正時の周知期間の確保と、証憑・様式の標準化・簡素化が必要である。岩手県産材認証は手続きが煩雑であり、合法制度との連携による使い勝手向上を要望する。市町村の専門職不足や伐採届のデジタル化遅れも課題である。

（D社：一般社団法人全国木材組合連合会）

- ① 47都道府県団体と業種別団体で構成される全国組織である。会費を主財源とし、表彰・広報、JAS実証等の補助事業、外国人研修・試験事業を柱として運営している。
- ② 非住宅関連・上場企業では認識が進む一方、住宅中心の工務店では持続可能性の理解が乏しい現状である。改正クリーンウッド法対応が優先課題で、当面は合法性を基軸にせざるを得ない。
- ③ 納品書での合法・クリーンウッド両記載を推奨しているが、FAX依存が根強くデジタル入力は困難である。分別管理が法制度上位置付けられておらず混在リスクがあり、スマホ完結の簡便な仕組みが必要である。
- ④ 合法・認証対応は事業者のコスト増となるが価格プレミアは生じにくい。FM認証は費用負担が重く撤退例が続く。とりわけ製材品の認証材流通は限定的で、受注生産的対応が多い。
- ⑤ 認証費用への政策的補助、証憑・様式の標準化と移行猶予、闊流通の監視体制が必要である。川下からの需要喚起を重視し、日本の合法木材＝持続可能材の国際発信とTNFD文脈での訴求を求める。

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

7

2. 追加調査の中間報告③（整理）

事業者等の状況（①基礎情報、②取組状況、③情報と調達、④付加価値等、⑤課題・支援ニーズ）

（E社：三井不動産株式会社）

- ① 環境・生物多様性・脱炭素方針を策定し、令和7（2025）年4月に「& EARTH for Nature」を公表している。北海道に約5,000haの社有林を保有しSGECを取得、外部材はFSC等を基本とするが社内統一基準は未整備である。
- ② 木造オフィス・賃貸住宅を推進し、CDPフォレスト開示に沿った調達を実施している。MOCKIONの展開、日本橋本町ビル（18階・約1,100m³）は社有材の約1割を使用し、残りは外部調達である。指標化と情報発信を強化している。
- ③ 国内の認証材流通は乏しく、輸入材が価格面で優位な局面がある。再造林の実施を示す仕組みを重視し、認証以外でも合法性・持続可能性が担保される制度を歓迎する。EUDRは現時点で直接対応は不要である。
- ④ 木造化に伴う資材・管理で総コストが約1割上昇する体感であり、大規模建築では工期短縮効果は限定的である。CLTは高コスト、LVLは加工負担が大きい。賃料上昇の感触はあるが定量検証は未了である。
- ⑤ 需要者側のインセンティブ（税制等）による需要喚起、認証材供給量の拡大と安定化、トレーサビリティ明確化、耐火基準の合理化、日本の森林制度の国際評価向上、再造林を広く証明できる制度整備が必要である。

（F社：三菱地所株式会社・三菱地所レジデンス株式会社）

- ① 総合デベロッパーとして環境基本方針を掲げ、令和3（2021）年に木材調達ガイドラインを策定し、令和12（2030）年度までに合法・低リスク国産材または認証材100%を目標としている。住宅分野ではグループ会社がFSCや地域材活用を推進している。
- ② 全社一律の木材調達の必須化は行わず、平成28（2016）年以降プロジェクト単位で検証している。「木の守プロジェクト」や型枠用合板のトレーサビリティ勉強会（業界横断）を主導し、合法性確認の取組を住宅分野から商業施設等への拡大する必要性を認識している。
- ③ ガイドラインはWWF支援で策定し、Sourcing Hubで輸入リスクを確認している。型枠材（マレーシア等）やレンタル型枠で出所不明の課題が残り、CDP評価の減点要因となる。国産の認証材は量が乏しく、外部材の活用が不可避である。
- ④ 木造化は資材・管理で約1割のコスト上昇との体感であり、大規模では工期短縮効果は限定的である。CLTは高コスト、LVLは加工負担大である。グループ会社はFSC活用で受賞実績があり、ブランド価値向上への寄与が確認された。
- ⑤ 認証材供給の拡大・安定化と明確なトレーサビリティ、再造林の客観的証明制度が必要である。需要側インセンティブ（税制等）の整備、CLT標準仕様・モデル案件の創出、協議会化による型枠材の合法性確保が求められる。

2025/11/10

©Japan Forest Technology Association

8

2. 追加調査の中間報告④（整理）

事業者等の状況（①基礎情報、②取組状況、③情報と調達、④付加価値等、⑤課題・支援ニーズ）

川下

（G社：東京海上日動火災保険株式会社）

- ① 保険事業に加え、グループ全体で気候変動リスク対応やサステナビリティ経営を推進している。木材利用に関する明確な社内方針は未策定であるが、新本店ビル建設を契機に、木材活用方針の検討を進めている。
- ② 研修施設や熊本支店で国産材を用いた木質化を実施してきた。新本店ビルでは「循環」をコンセプトに掲げ、再造林を担保できる認証材を中心に採用しているが、全量を認証材で賄うことは困難である。
- ③ 新本店では木材約7,500m³を使用し、品質確保のため過大な木材調達が必要となり歩留まりが悪化している。集成材・合板ではトレーサビリティが複雑化し、産地が不明瞭となる課題がある。再造林情報の可視化を重視している。
- ④ 木造建築自体が高コストであり、持続可能性対応を追加すると投資採算性が厳しくなる。現段階では経済的メリットは限定的であり、投資家目線からは採用のハードルが高いと認識されている。
- ⑤ 森林のCO₂吸収量を積極的に発信し、排出相殺を促す政策支援が必要である。天然更新を含む再生手法の柔軟な評価、認証・森林計画制度の社会的認知向上、木材利用の効果の可視化と情報発信強化が求められる。

令和7年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備

持続可能性に配慮した木材供給に係る ガイダンス(素案)※仮称※

<概要版>

令和8(2026)年2月

林野庁

第2回検討委員会
令和7(2025)年11月10日(月)
13時30分～16時00分
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
カンファレンスルーム6E
(Web会議「Webex」併用)

第1章	ガイダンス作成の背景・目的 01 1-1. はじめに 1-2. 社会的情勢 1-3. 木材供給の状況
第2章	情報の種類・伝達手法等の考え方 09 2-1. 情報の特徴に応じた伝達手法 2-2. 関係者の役割
第3章	持続可能性に配慮するための取組手法 12 3-1. 合法木材 3-2. 更新の担保 3-3. 再造林の確保 3-4. 生物多様性への配慮 3-5. 森林認証 3-6. その他の配慮事項
第4章	おわりに 23
別添	附録・用語集、取組事例索引 25

第1章

ガイダンス作成の背景・目的



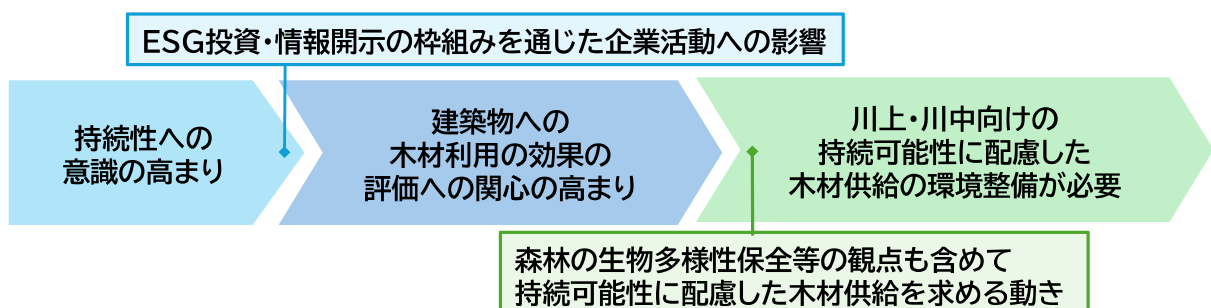
1-1. はじめに



- 持続可能な社会の実現に向けた世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する資材について持続可能性に幅広く配慮することが求められるようになっていきます。
- また、戦後造成された人工林が利用期を迎えており、持続可能な森林経営の確立と木材利用の促進が重要となっています。
- これらに対応して建築分野における持続可能な国産材利用を推進するため、持続可能性に配慮した木材供給に係る情報の整理によって、供給側と需要側の共通理解を醸成し、具体的な取組につなげることが重要です。

本ガイダンス作成に至るまでの経緯

- 林野庁は川下(建築事業者、不動産事業者、施主)が投資家や金融機関に対して、建築物への木材利用の効果を訴求しやすくなるように、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」(R6.3)に策定しました。
- 評価ガイダンスは、建築物への木材利用の効果を3つの評価分野(①カーボンニュートラルへの貢献、②持続可能な資源の利用、③快適空間の実現)で、具体的な評価項目と評価方法を例示しました。
- 川下向けの評価ガイダンスにおいて示した木材利用の効果の発揮に向けては、川上・川中(森林所有者、林業事業者、木材加工・流通事業者)と連携した取組が必要であり、特に森林資源の保続や森林吸収源の確保、生物多様性への配慮など、持続可能性に配慮した木材供給が重要となることから、川上・川中がそれらに取り組みやすくするための環境整備が必要です。





1-2. 社会的情勢



- 建築分野では、企業活動においてESGの観点から木材利用への期待が高まっています。その一方で、投資家や金融機関における「グリーンウォッシュ」への懸念も強まっており、**木材の適切な評価と情報開示**が求められています。
 - 需要側においては企業の社会的責任(CSR)の観点から、グリーンウォッシュを回避するため、**木材の調達根拠や情報開示の信頼性の確保が重要**となっています。
 - さらに、カーボンニュートラル等に向けた再生林や生物多様性保全等の川上による取組を評価対象とする動きも広がりつつあり、**川上から川下まで共通認識をもって情報を共有**することが求められています。
- こうした動きは**国際的にも強まりつつあり**、国内関連制度による合法性の担保に加え、持続可能性や生物多様性への配慮を示していく動きが拡大すると考えられます。

企業等に係る動き

- 国際的に森林や土地利用に関する透明性の向上や生物多様性への配慮を求める動きが進んでいます。
 - **自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)**
生物多様性や生態系サービスへの影響・依存を開示する枠組みで、森林資源の保全・再生を企業価値向上の1要素として評価する動きを強めている。
 - **CDP(Carbon Disclosure Project)**
森林リスク開示の精度向上を求め、調達先までの産地証明の確認を企業に促している。
- 国内企業においても、上記枠組み等への対応が進んでいるほか、資源循環やカーボンニュートラルへの貢献を意識して再生林の確保等への意識が高まりつつあります。

我が国の動向

- このような需要側の要請に対応しうるものとして、**我が国では、森林の適正な管理と更新を制度的に担保する仕組みが既に整備されています。**
 - 我が国の木材は、原則として国内関連制度の遵守により合法性が確認されています。
 - また、各種管理計画に基づき、伐採後の更新が図られている森林では、持続可能な森林経営が行われているとみなすことができます。
 - さらに、生物多様性に配慮した森林管理等の取組が各地で始められています。
- 一方で、**こうした川上側の取組や制度的な裏付けに関する情報は、需要側に十分に伝わっていません。**国内の木材供給・利用に関わる者は多段階であり、関係者が連携して取り組むための認識の共有が難しいほか、優良な取組事例の情報も散在しており、参照しにくい状況にあります。



1-3. 木材供給の状況(1/2)



- 木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁、平成18(2006)年作成)は、証明手段として①森林認証とCoC、②業界団体認定、③事業者独自取組の3つを整理し、グリーン購入法の基本指針により公共調達でも合法・持続可能な木材の使用を促す枠組みが整えられました。
- また、違法伐採対策の実効性を高めるため、クリーンウッド法が改正され、第1種(川上・水際)木材関連事業者の合法性確認等の義務や素材生産販売事業者の情報提供義務が明確化されました。改正法は2025年4月1日に施行され、一定規模以上の事業者の定期報告や指導・立入検査等の仕組みも整えられました。

近年の国内制度の見直し

森林施業計画から森林経営計画への以降

- 平成23(2011)年の改正により森林経営計画を創設し、林班・区域・像区人の3類型で5年間の面的・継続的監理を重視しています。

伐採・造林届出

- 伐採前の届出に加え、伐採完了後の森林状況報告と造林完了後の状況報告の2段階報告を義務付けています。令和3(2021)年に伐採後完了後の森林状況報告が新設され、令和5(2023)年の見直しで届出時の添付書類の要件が明確化されました。また市町村事務マニュアルも整備され、自治体指導の下で適正な手続きとフォローアップが実施可能な体制が整えられました。

生物多様性の指針

- 令和6(2024)年に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」が策定され、現場で活用できる具体的な管理手法と事例集が提示されました。また、森林経営計画においてこの指針に対応していることを示せるようになりました。

輸入材への対応

国別リスクとデューデリジェンス

- 輸入材は国内需給を補完する一方、供給国・品目によっては違法伐採や制度未整備のリスクが存在します。林野庁は国別制度の整理や確認に活用できる書類例をクリーンウッドナビ(Webサイト)として公表し、事業者が国別の実情に応じてデューデリジェンスを行えるよう支援しています。

国内制度・認証との連携

- 欧州連合(EU)ではEUの森林減少防止に関する規則(EUDR)の施行が予定され、世界的にも合法性確認とサプライチェーン管理の重要性が増しています。こうした中で、FSCやPEFC(SGEC/PEFCジャパン)などの森林認証制度は、第三者による信頼性の高い証明手段として活用が拡大しています。これら森林認証と改正クリーンウッド法下での情報伝達体制を併用することで、認証による裏付けと一貫したトレーサビリティを確保できます。



1-3. 木材供給の状況(2/2)



- これまでの調査結果から持続可能性に配慮した木材供給の課題について、川上(森林経営)・川中(木材加工・流通)・川下(建築事業者等)の関係者ごとの視点別・共通の課題があると下表のように聞き取れました。
- 本ガイダンスによって、関係者ごとに抱えている課題を最小限に抑え、また、関係者における共通認識の醸成を促すことにより、関係者ごとの価値向上と持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

関係者(川上・川中・川下)ごとの持続可能性に配慮した木材供給の課題

区分	主な課題
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能性に配慮した木材」の定義のばらつきにより、関係者間のコミュニケーションが不足 ・追加情報のコスト負担と価格転嫁 ・国際的な枠組みとの整合性
川上 森林経営	<ul style="list-style-type: none"> ・需要側(川中・川下)の評価が弱い。 ・認証取得がインセンティブになりにくい ・再造林等の生物多様性に配慮した施業に関する経費は不明確 ・証憑書類の収集や保管が負担
川中 木材加工 ・ 流通	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能性に配慮した木材」の要件が不明確 ・合法性に追加した情報(+α)をとりまとめる仕組みが不明確 ・取引に係るコストが増加傾向 ・トレーサビリティ技術の標準化不足
川下 建築 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・認証材の供給量が限定的(確保しにくい) ・再造林された材の供給量が不明 ・施業状況や伐採後の再造林について、製品単位で把握できない ・複数ある認証制度、情報開示の枠組みの適切な選択が難しい(負担)



1-4. 目的(1/3)



- 本ガイダンスは、建築物への木材利用において、安心して利用できる国産材の流通を促進することを目的とするものです。
 - そのために、我が国の制度に基づく持続可能性の確保を前提としつつ、需要者の求める水準(要求の程度)に応じた取組手法を整理し、川上から川下までの関係者が適切な役割分担かつ共通認識のもとで連携できるようにすることを目指します。
- また、持続可能性への配慮に係る川上側の多様な取組を、川下の需要者が理解・評価できるよう、情報の整理・伝達のあり方を明確化することも目的としています。
 - これにより、国産材の信頼性、透明性を高め、国産材の利用拡大と持続可能な森林経営の推進を図ります。



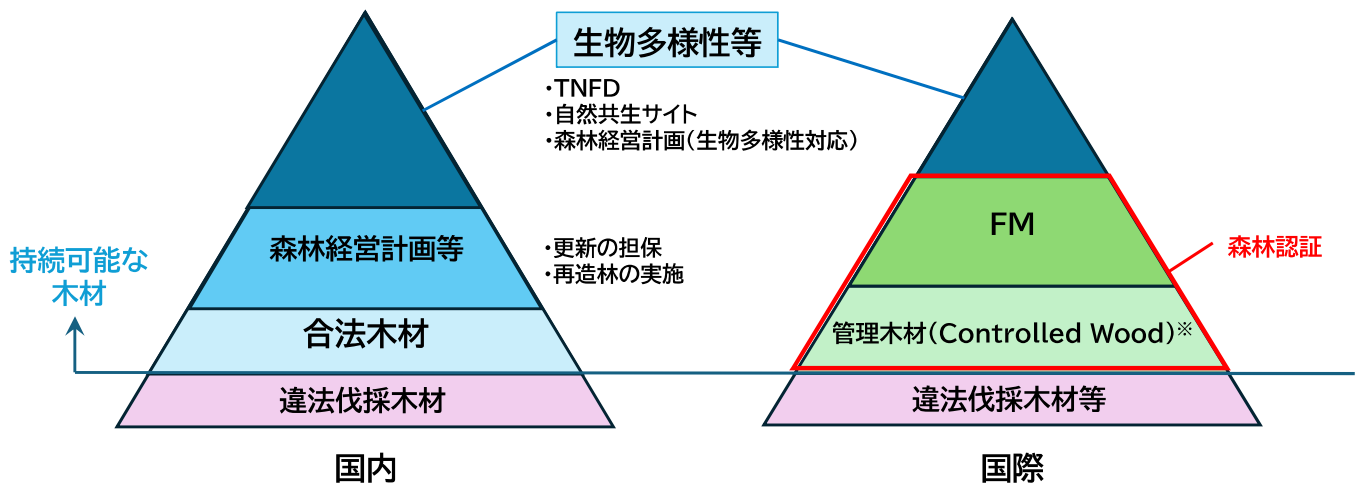
本ガイダンスは、持続可能性への配慮の程度に応じた情報伝達・発信について、関係者が共通認識を持って取り組むための手法を解説し、安心して利用できる国産材の流通を促進することを目指します。



1-4. 目的(2/3) 持続可能性に配慮した木材(国産材)の考え方



- 我が国の森林は、森林資源の保続や森林の多面的機能の発揮を旨とする森林法等によってカバーされていることから、国内制度の遵守の証明できる合法木材は、国内森林の持続可能性に配慮した木材といえます。
- 国産の合法木材は、国際的には森林認証制度におけるCW(Controlled Wood:管理木材)と同等であり、この点からも持続可能性に配慮した木材であるといえます。
- 木材が算出された個々の森林において持続可能な森林経営が行われていることを確認するには、森林の更新の担保を確認できる関連国内制度の遵守の証明が有効です。
- また、森林経営計画対象森林や保安林、国有林は長期的な管理計画下にあることから、森林認証制度におけるFM(森林管理認証)にも一部対応するものです。
- さらに、近年では、生物多様性への関心が国際的に高まっているほか、森林吸収量の確保等に貢献することを示すために再造林の実施等の情報へのニーズもみられます。
- これらの持続可能性に関する多様な配慮を追求するほど木材供給のハードルは上がる傾向にあり、木材を利用する者のニーズに沿ってバランスの取れた調達方針を立てることが重要です。



1-4. 目的(3/3) 我が国の森林の評価について



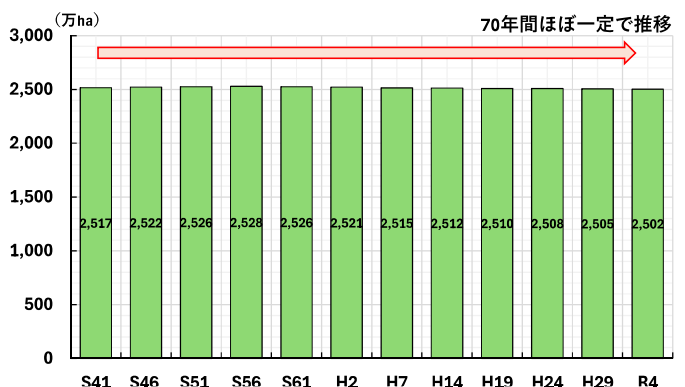
- 我が国の森林は資源の保続と多面的機能の発揮を旨とする森林法により、面積が長期間一定で推移しているとともに、蓄積量も増加を続けていることから、十分に持続可能な状況にあると考えられます。
- 「FSCナショナルリスクアセスメント」では、我が国の木材を「低リスク」と評価しており、その根拠として、森林法による各種制度(長期的な計画に基づき適切な森林の取り扱いを推進するための「森林計画制度」、水源涵養、災害防備等の公共目的を達成するための「保安林制度」等)が挙げられています。

【FSCナショナルリスクアセスメント(日本)】

項目	リスク判定
1. 違法に伐採された木材	低リスク
2. 伝統的権利、人権を侵害して伐採された木材	低リスク (特定エリア:北海道)
3. 高い保護価値を有し、その価値が施業活動によって脅かされている森林で伐採された木材	低リスク
4. 天然林の転換を目的とした伐採によって搬出された	低リスク
5. 遺伝子組み換え樹木が植えられたエリアから伐採された木材	低リスク

注:FSCジャパンにおいて、ナショナルリスクアセスメントを5年ごとに更新

【我が国の森林面積の推移】



資料:林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)・林野庁業務資料

出典:TNFD「Additional sector guidance – Forestry, pulp and paper」「Additional sector guidance – Engineering, construction and real estate」, <https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/06/Additional-Sector-Guidance-Forestry-and-paper.pdf>
<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2025/01/Additional-sector-guidance-Engineering-Construction-and-Real-Estate.pdf?v=1737568860>

出典:森林に関するTNFD情報開示の手引き: https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_rivou/tavousei/attach/pdf/top-14.pdfを引用した。

第2章



情報の種類・伝達手法等の考え方



2-1. 情報の特徴に応じた伝達手法



- クリーンウッド法をはじめ既存の制度に対応する取組のほか、持続可能性への配慮のアピールや国際的な枠組み(TNFD等)への対応としての追加的な取組がみられ、その特徴に応じて伝達手法が以下のように整理されます。

① 情報の連鎖により伝達

合法性の確認結果及びその根拠となる証憑類は、オープンな流通・情報伝達に対応可能です。

【事例】

- ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認を徹底。証憑類は供給先からの要望に応じて提供(ノースジャパン 素材流通協同組合)

② 情報を相対で伝達

独自の基準に基づく詳細な情報は、メンバーシップ内でのクローズドな流通・情報伝達の体制構築が有効です。

【事例】

- ・ 製品単位の情報をサプライチェーン関係者が同時に情報共有することが可能なプラットフォームの構築(伊佐ホームズ)
- ・ 自社で調達先となる工場を確認・選別し独自のサプライチェーンを構築(住友林業、竹中工務店)
- ・ 森林認証におけるCoC認証(登米町森林組合、有限会社二和木材 等)
- ・ 建物利用者としての調達要件に沿っていることを、サプライヤーに要求して確認(東京海上日動)

③ 林業経営体の取組を発信

森林管理における独自の取組は、その価値を共有できる最終需要者等と連携して情報発信することが有効です。

【事例】

- ・ 木材流通はCoC認証の元で行うが、森林管理における独自の取組を発信して施主と直接連携。施主も情報を積極的に発信(登米町森林組合、南三陸森林管理協議会)
- ・ 木材利用促進協定を活用し、再造林を促進する川下の取組とセットで発信(佐伯広域森林組合)
- ・ 広域(県単位等)の川上・川中が連携して、再造林を支援する基金を運用。地域材認証等と組み合わせる持続可能性に係る信頼性を消費者に発信(岩手県森連)



2-2. 関係者の役割



- 情報の伝達に係る連携体制の構築を主導する者には、様々なパターンが見られます。
- 持続可能な体制となるよう、役割やコストの分担について、関係者間の相互理解が重要です。

関係者の役割のイメージ

	川上(森林経営)	川中(木材加工・流通)	川下(建築事業者等)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性への配慮の実施主体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した木材(原木)の調達・加工・出荷 ・ デュー・デリジェンスの実施 ・ 情報の収集と管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した木材の調達・利用(調達や利用方針の策定) ・ 川上から川下までの連携体制の構築 ・ 情報開示と報告 等

持続可能性の向上のための関係者の関わり方の例

- ・ プラットフォームを通じて施工者から山元・製材所に直接支払うことで山元への還流と関係者の信頼向上を達成(伊佐ホームズ)
- ・ 植林・育林等の費用を上乗せした産地指定の直接購入により再造林費用を確保するとともにトレーサビリティを明確化(三菱地所レジデンス)
- ・ 木材利用促進協定を活用し、再造林にかかるコストを含めた価格をサプライチェーンの関係者間で設定(佐伯広域森林組合)
- ・ 独自の取組に共感する施主に直接販売(材工分離)(登米町森林組合)
- ・ SGEC-FM(計550ha) + 自社工場のSGEC-CoC体制の下、認証材の販売単価に5~10%の上乗せを実現(二和木材)

第3章

具体的な取組手法





3-1. 合法木材



- 令和7(2023)年に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」の改正法が施行され、国産材については川中の最上流の事業者(原木市場、原木加工等)に関して合法性確認等が義務化されました。
 - 合法木材の確認等による合法木材の流通促進は、持続可能性に配慮した木材供給の第1段階と考えられます。
- 我が国における「合法木材(合法伐採木材等)」とは、「木材の伐採にあたり、森林法その他の法令に基づき、適正に伐採の権利を有する者が、必要な手続きを経て伐採した木材」を指します。
- 合法性の確認にあたっては、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」や「森林経営計画の認定書」等の書類を収集して行います。また、合法性確認結果の情報が川上から川下までの流通段階で引き継がれます。
 - これにより、木材のトレーサビリティと信頼性の確保に役立ちます。

現場運用の課題と対応

- 合法木材の供給においては、書類確認や分別管理等の事務負担が発生し、特に中小の事業者では体制整備が課題となっています。
- このため、森林組合や協議会等が中心となって、共同での確認体制の整備や電子化による効率化を進めており、地域レベルでの取組が広がっています。
- こうした工夫は、川中・川下を含めたサプライチェーン全体での信頼性向上につながっています。

制度的位置づけ・本ガイダンスとの関連

- 合法性の確認は、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」においても、持続可能な木材の調達に関する基本的要件(デュー・デリジェンスの実施)として位置づけられています。
- 本ガイダンスにおける取組手法の中では、合法木材は持続可能に配慮した木材供給の基礎にあたり、すべての取組の前提となる重要な要素です。



3-2. 更新の担保(1/2)



- 森林の多面的機能の維持のためには、伐採後の更新(再造林または天然更新)を確実に行うことが重要です。
- 我が国では、森林法に基づく「森林経営計画」や「伐採及び伐採後の造林の届出」等により、伐採と更新の両方の確認が制度的に担保されています。
 - これらの制度を通じて、伐採と更新のサイクルが循環的に管理されており、木材利用の基礎となる「持続可能な森林経営」の確保が実現しています。
 - 合法性の確認に必要な書類は、次スライドに記載していますので、ご参照ください。

伝達と実務上の課題(合法性から更新情報へ)

- 伐採届・造林届等の書類には更新計画の情報が含まれているものの、これらは主に行政機関で管理されており、川下の需要者や流通業者まで十分に伝達されていません。
- このため、更新に関する情報を合法木材であることを示す情報に追記する、更新に関する情報を含む確認書類を川下まで伝達するなど、情報伝達の工夫が求められます。

【参考】ノースジャパン素材流通協同組合の事例

- 独自の様式「納入開始届」に伐採届や確認書類を添付し、伐採箇所・土場単位で情報を一元管理しています。
- 現場情報(更新予定含む)を紙媒体で保管するとともに、PDF化して販売先へ提供することで、合法性および更新情報を同時に伝達する仕組みを運用しています。

天然更新に対する理解と対応

- 天然更新は、伐採後に残された親木や周囲の樹木からの種子散布、萌芽更新等により、自然の力で森林を再生する方法です。
- 単に放置するだけでは思わしい結果にならないこともあり、適切な管理作業が求められます。
- 例えば、残存木(親木)の適切な選定、伐採後のツル切り・下刈り・萌芽整理を行うことで、天然更新の成立率を高めることができます。
- このような更新補助作業を実施している川上の事業者には、伐採面積に対する更新完了面積を定期的にモニタリングし、更新状況を行政や取引先に報告する取組もみられます。
- 人工林による林業経営が適さない立地など、天然更新を選択することが妥当な箇所もあることから、天然更新を活用する伐採について、適切な更新補助作業と情報開示により、需要側が安心して選択できる仕組みを整備することが重要です。



3-2. 更新の担保(2/2)



- 「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」では、改正前のクリーンウッド法において合法性の確認に活用できる書類や、そのうち伐採後の更新の担保にも活用できる書類を例示しています。

建築物への木材利用に係る評価ガイドンス(概要版)抜粋

伐採の種類		書類(※)
民有林	普通林の伐採	
	森林経営計画対象森林の伐採	森林経営計画認定書及び森林経営計画書 森林経営計画に係る伐採等の届出書(森林法第15条)
	森林経営計画対象森林以外の伐採 (伐採後も森林として維持する場合)	伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8) 適合通知書
	その他伐採造林届出書の提出が不要な伐採	林地開発許可書(1ha超(太陽光発電設備の設置が目的の場合は0.5ha超)の林地転用に伴う伐採の場合) 森林所有者等による独自の証明 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	保安林の伐採	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書、保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書、保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書等(届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書)
国有林	国有林野の伐採	森林管理署等と交わした売買契約書 (樹木採取区内での樹木の採取については、樹木斫の確定通知)
上記以外の伐採	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	法令による伐採手続が不要な伐採(2条森林の伐採)	森林所有者等による独自の証明
	森林認証材に係る伐採	FSC又はPEFC/SGEC森林認証に係る証明書
	地域材に係る伐採	都道府県や市町村が独自に行う地域材証明制度に基づく証明書

※下線は森林の伐採後の更新が担保されることの確認にも活用できる書類。これら以外の書類に基づく伐採については、伐採後の更新が担保されるかどうかは場合によるため個々に確認する必要がある。なお、本表は改正前のクリーンウッド法に基づくものであり、改正法の施行(2025年4月1日)後は一部変更となっていることに留意。改正クリーンウッド法に関する最新の情報は林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を参照。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



3-3. 再造林の確保



- 森林の持続的な利用を実現する上では、伐採後の再造林は基本的かつ重要な取組です。また、木材利用による炭素貯蔵効果を期待する需要者の観点からは、再造林によって伐採後の森林の吸収量を最大化することが期待されます。
- 森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」により、行政的には再造林の計画確認が制度的に担保されていますが、現場レベルでは人手、資金、地利条件等により、林業に適した立地でも再造林が必ずしも十分ではない地域もみられます。
- 再造林の実施予定は、森林経営計画や伐採届において「更新方法(造林・天然更新)」として明記され、行政確認により担保されています。しかし、これらの情報は流通・利用の現場まで十分に共有されていません。
 - このため、再造林に関する確認や情報伝達の方法についても、「更新の確保」と同様に合法木材であることを示す情報に追記する等の情報伝達の工夫が必要です。また、協定等で定期的な情報共有を行うことにより実効性を確保しつつ都度の情報伝達を簡素化する工夫も見られます。これらにより、再造林の状況を含む木材の出所情報が一貫して川下まで伝達可能となります。
- 再造林の課題のひとつとなっている費用負担について、川中・川下の事業者が支援する仕組みが広がりつつあります(下表)。これらの取組は需要者における持続可能性への貢献として発信が可能です。

再造林支援の取組(川中・川下による取組)

取組	概要(事例紹介)
基金方式	・ 伐採事業者、流通事業者、需要者が1㎡あたり最大50円を拠出し、「森林再生基金」として積み立てています。集めた基金を再造林推進の助成金に充当し、民間主導で再造林率向上を支援しています(岩手県事例)。
協定方式	・ 住宅開発に使用する木材の供給元と再造林協定を締結し、伐採・植栽・育林費を木材価格に上乗せして支払う仕組みを試行しています。具体的には、1㎡あたりの育林費を設定し、供給側と共有する形で、伐採から植栽までの循環を価格で担保しています(三菱地所レジデンス)。 ・ 森林組合・製材所・工務店・自治体が連携した再造林協定が運用され、地域一体型のモデルとなっています(佐伯森林)。
プラットフォーム方式	・ 民間企業が、林業事業者と連携し、再造林情報をオンライン上で共有するプラットフォームを構築しています。顧客・建築主にも再造林情報を可視化することで、社会的信頼を高める仕組みを実現しています。木材利用による脱炭素や地域循環を、消費者と共有できる新たな形として注目されています(伊佐ホームズ)。



3-4. 生物多様性への配慮(1/3)



- 我が国における生物多様性への配慮にかかる取組について、林業の生産と保全の両立を図るため、計画・施業・評価を一体で運用することが重要です。林野庁は「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を令和6(2024)年に策定し、面的管理、更新・間伐・混交促進、病虫害対応、里山林整備等の手法と、目標設定から点検までの流れを示しており、森林経営計画に手法とモニタリング項目を位置づけることを促しています。また、森林経営計画においてこの指針に対応していることを示せるよう様式が見直されました。
- 自然関連情報開示への国際的要請を踏まえ、TNFDは企業・金融機関の意思決定に自然関連情報を組み込む枠組みとして定着しつつあります。林野庁の「森林に関するTNFD情報開示の手引き」は、LEAP等の手順に沿って影響・依存・リスク／機会を把握し、林相・林齢、希少種確認、皆伐・間伐の実施面積、更新状況など現場データを企業開示(指標、目標設定と結果開示)に活用するための進め方を整理しています。
- 区域の保全と見える化については、環境省の「自然共生サイト」認定を活用できます。これは民間等の取組による保全区域を公的に認定する制度で、令和7(2025)年の「地域生物多様性増進法」より法定化され、申請様式、審査基準、モニタリング手法リスト等が公開されています。

川下と連携した生物多様性への配慮の取組事例

南三陸森林管理協議会

川下企業のTNFD開示に資するLEAPの設問に応じ、必要情報を提供しており、WWFによってその成果がとりまとめられている。FSC認証にとどまらず、イヌワシ生息環境再生に注力したことを契機に地域の木材取引にも波及しており、生物多様性保全とその可視化がビジネスモデル拡大につながっている。



画像出典: WWFジャパン
https://www.wwf.or.jp/press/5394.html

田島山業株式会社

大分県日田市の管理林が自然共生サイトに認定。LINEヤフー株式会社等と連携して植生・希少種等のモニタリングを行い、間伐や広葉樹更新を組み合わせ生物多様性の維持・向上を図る取組を実施。



画像出典: 田島山業株式会社
https://tajimaforest.co.jp/jcredit-lycorporation/

写真上: チクシブチサンショウウオ
写真下: アケボノソウ
(大分県準絶滅危惧種)



3-4. 生物多様性への配慮(2/3) 森林経営計画の運用見直し



- 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、森林経営計画の長期の方針の一部として、生物多様性を高めるための活動やそのモニタリング手法を記載(宣言)できるよう、計画書の模範様式を見直し(令和7年3月24日施行)しました。
- 認定書において、生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載された計画であることを確認した旨の一文を追記し、木材需要者に情報伝達できるよう工夫しました。

■森林経営計画の運用通知 ※下線部を今回追加

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮する森林経営

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮する森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内別別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載)

※ 保護地域内の森林がない場合にあっては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生動物の種の数及びその保護の取組(任意)

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

なお、生物多様性を高めるための活動及びそのモニタリングについて任意に記載するときは、別紙様式「森林の生物多様性を高めるための取組」を用いるものとする。

(別紙様式) 生物多様性を高めるための取組

1 計画対象森林で取り組む活動

チェック欄	活動内容	時期	場所
<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>

2 モニタリング

項目	内容
活動状況のモニタリング	...
森林環境の状態のモニタリング	...

認定申請

森林経営計画認定書

〇〇林業 殿

△△町長

認定請求のあった森林経営計画については、...これを適当であると認定する。

なお、本計画には、森林の経営に関する長期の方針として、森林の生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載されていることを確認した。

任意に
記載



3-4. 生物多様性への配慮(3/3) 森林経営計画の運用見直し



- 別紙様式は、認定請求に際して、生物多様性を高めるための活動に取り組むことの記載があることを確認した旨を認定書に記載されることを希望する場合にのみ提出します。
- この場合、生物多様性を高めるために必須となる共通的な活動(表中の●)の全てと、活動状況や森林環境の状態のモニタリングに取り組むことが明記されている必要があります。

1. 計画対象森林で取り組む活動

(●は森林の種類・状態等に関わらず共通して全域で取り組むべきもの、○は状況に応じて取り組むべきもの)

チェック欄	活動内容	実施時期	実施場所
<input checked="" type="checkbox"/>	●様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される森林配置の計画	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	●溪畔林等の保全、生物多様性保全に配慮した伐採・更新の実施	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	●架線又は集材路の設置による保護樹帯又は保残木への影響の最小化	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	○長伐期化、帯状又は群状伐採による複層林化	通年	人工林
<input type="checkbox"/>	○尾根筋保護樹帯の設定・保残		
<input checked="" type="checkbox"/>	○侵入広葉樹、枯損木、樹洞木、経済合理性の低い箇所等の保残	通年	人工林
<input type="checkbox"/>	○植栽に必要な最小限の刈払い、整地		
<input type="checkbox"/>	○採取地が明らかな種苗の使用		
<input type="checkbox"/>	○水源域における生分解性チェーンソーオイルの使用		
<input checked="" type="checkbox"/>	○シカ食害対策のための防護柵や単木保護資材の設置、わなや銃器等による捕獲等	通年	全域
<input type="checkbox"/>	○外来種の駆除		
<input checked="" type="checkbox"/>	●絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集	通年	全域
<input type="checkbox"/>	○絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談、保全		
<input type="checkbox"/>	○里山資源の継続的利用（定期的な伐採・保育、広葉樹用材材林への誘導等		
<input type="checkbox"/>	○計画的な火入れの実施		
<input type="checkbox"/>	○その他（ ）		

2. モニタリング

項目	内容
活動状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 伐採、造林、作業路網の設置等の活動は、森林法第15条に基づく「森林経営計画に係る伐採等の届出書」に記載し、写しを保管する。 シカ食害対策に係る活動は、定期的な巡視結果を記録する。火入れ活動は、実施箇所の写真を保管する。 絶滅危惧種等の生育・生息状況の収集は、本計画に基づく活動の実施に先立って、○○県のレッドリスト（植物編、鳥類・昆虫編）を確認するとともに、○○社のアプリ○○を活用し、地域に生育・生息する可能性のある種を把握する。
森林環境の状態のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 伐採等の活動の実施により森林の状況に変化がある場合には、定期的に（少なくとも5年間の計画期間のうちに1度以上）、森林巡視による観察や林況の写真撮影などにより記録する。 普通種や絶滅危惧種等の生育・生息状況は、○○社のアプリ○○で随時記録するほか、地域住民やボランティア団体○○と協働して特定の種（○○）の定期的な調査を行う。 本計画に従って産出される林産物の利用者等の関係者に対して、絶滅危惧種等の生育・生息状況に係る記録を除き、求めに応じて、モニタリング結果を提供する。



3-5. 森林認証(1/2)



- 森林認証制度は、第三者による審査・認証を通じて、森林の管理や木材の流通が法令遵守・環境配慮・社会的責任の観点から適切に行われていることを確認する仕組みです。民間による信頼性の高い証明手段として国際的にも広く認知されており、需要側(企業・投資家)からの要請に応じて導入が進んでいます。

主な森林認証の概要

取組	概要
FSC認証 (森林管理協議会: Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none"> WWF(世界自然保護基金)を中心としてFSCが発足(平成5(1993)年)。 世界的規模で森林認証を実施。 10の原則と56の規準に基づき、独立した認証機関が認証審査を実施。 国別、地域別規準の設定が可能。 認証森林面積は約2億3,008万ha(82ヶ国)、CoC認証取得件数は50,014(137ヶ国)(令和3(2021)年12月1日現在)。 国内では、約42万ha、1,810件(令和3(2021)年12月1日現在)。
SGEC認証 (一般社団法人 緑の循環認証会議: Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)	<ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパ11カ国の認証組織がPan European Forest Certification を設立(平成1999年)。2003年に改称。 汎欧州プロセス等の規準・指標に基づく各国独自の認証制度を承認する仕組み。 現在、44カ国の認証制度が相互承認済み(米国のSFI、カナダのCSA等)。 認証森林面積は、約3億2,846万ha(44ヶ国)、CoC認証取得件数は12,671(77ヶ国)(2021年12月31日現在)。
PEFC認証 (PEFC森林認証プログラム: Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の林業団体、環境NGO等により、SGECが発足(2003年)。2018年に改称。 人工林のウエイトが高いことや零細な森林所有者が多いことなど我が国の実情に応じた制度を創設。 PEFCと相互承認(2016年6月)。 認証森林面積は約215万ha、CoC認証取得件数は509*(2021年12月31日現在)。

注1:各森林認証ウェブサイトの情報(令和4年4月閲覧)等により作成。

注2:SGEC認証のCoC認証取得件数には、PEFC認証を含む。

出典:主な森林認証の概要:林野庁HP:https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html



3-5. 森林認証(2/2)



- 我が国における森林認証は、令和6(2024)年12月時点でFSC認証が420,000ha、SGEC認証が2,200,000haとなっています。我が国の森林面積に占める認証森林の割合は1割程度であり、SGEC認証制度を中心に認証面積は増加傾向にあります。
 - 我が国のCoC認証の取得は、FSC認証で2,234件、SGEC認証(PEFC認証含む)で472件。
- 一方で、森林認証制度の取得・維持には一定のコストや事務負担を伴い、中小の事業者を中心に取得に踏み切れないことも多くみられます。森林認証の負担についての供給側・利用側の相互理解と連携が重要です。

森林認証材の供給事例

登米町森林組合(登米市森林管理協議会) (宮城県)

認証材を求める合板工場に対して認証材を一元管理して計画的に納材する協定を締結、安定した支払い条件で契約。地元JAの大型建築案件に対して、プロジェクト認証を活用し、木材を先行分離発注とすることで認証材の高付加価値化を実現。需要量に対応するため、隣接する南三陸町のFSC認証材と共同で供給。



有限会社二和木材(岩手県)

社有林についてSGEC認証を取得するとともに、同社の製材部門についてCoC認証を取得することで、柔軟な認証材の供給体制を構築。施工側と直接交渉することで認証による付加価値を製品価格に反映。森林認証の維持経費に充当。

森林認証の負担に係るアンケート結果を記載予定



3-6. その他の配慮事項



- これまで持続可能性に配慮した木材供給・利用の実現に向け、合法性の確認、更新や再造林の確保、生物多様性への配慮、森林認証等の主として環境面・制度面からの取組について整理してきました。
- 一方で、持続可能性を配慮した木材を、より広く社会的に担保していくためには、人権・労働・地域社会への配慮や、国際的な制度・基準への対応も重要です。

1) 日本における人権配慮(原住民・地域の権利)

- 政府の「ビジネスと人権」行動計画に基づく人権尊重の要請が存在し、先住民族についてはアイヌ施策推進法等の枠組みが整備されています。
- 地域の権利・関与に関しては、国有林での協定締結による国民参加の森林づくり(地域団体等と森林管理署長の協定)や、森林経営管理制度での手続き(所有者の意思確認、不同意時の特定規定)など、地域との関与・合意形成を前提とした制度が運用されています。こうした環境を踏まえ、日本国内林業における重大な人権侵害リスクは相対的に低水準との評価が一般的です。

2) 労働災害・賃金・児童労働

- 厚生労働省の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」改正や関連リーフレットにより、安全装備・手順・教育の基準が示されています。
- あわせて林野庁では、作業安全の全国運動、労働安全診断、FL/FM研修(緑の雇用)、チェーンソー操作技能テキスト、現場向け安全確保マニュアル等を公開し、現場の安全水準向上を後押ししています。労働条件は労働基準関係法令の適用下にあり、児童労働は禁制事項として明確化されています。

3) EUDRへの対応

- EUの「森林減少防止に関する規則(EUDR)」は、対象品目について森林減少が生じていないこと(森林減少フリー)と各国法令の順守を確認し、結果を当局(各加盟国が指定の機関)に届け出る仕組みです。
- EUDRで対象となる木材等の特定の品目を提供する事業者は、(1)森林減少フリー製品であること(2020年12月31日以降に森林減少されていない土地で生産されたこと)、(2)生産国の関連法規に従って生産されていることを確認し、(3)これらを証明するデューデリジェンスステートメントを作成し、提出することが求められています。
- 農林水産省は、デュー・デリジェンス・ステートメント(DDS)の入力項目と地理情報の収集・提出方法、木材・紙など対象製品のタイムライン等を整理した資料を公開しています

第4章

おわりに



4. おわりに



- 本ガイドンスは、我が国における合法性の確認、更新または再造林の確保、生物多様性への配慮、森林認証の取得等、持続可能性に配慮した木材供給・利用の考え方と具体的手法を整理したものです。
- 今後は、これらの取組を通じて、川上から川下までの関係者が共通認識のもとに連携し、持続可能性に配慮した木材の利用の実践と情報発信を進めていくことが重要となります。
- また、本ガイドンスで示した内容の前提となる法律・制度や国際的な潮流は、今後も更に変化することが見込まれます。現場での実践において新たな事例を積み上げながら、社会のニーズに対応した実効性の高い仕組みが形成されていくことが期待されます。

(別添)



附録・用語集・取組事例集索引



今後、作成予定

第1回検討委員会における意見概要

令和7（2025）年8月8日（金）に開催した第1回検討委員会において、以下の意見がありました。

1. 全般的な事項について

- ・ 日本では国内法を遵守し持続可能に生産されている木材がクリーンウッド法に基づいて流通していることを需要側にしっかり理解してもらうことが必要ではないか。
- ・ 情報の伝達手段については、クリーンウッド法によって川上から川中の事業者書類を提出できるため、そこから川下への情報伝達の流れを確立することが重要。
- ・ 川中の事業者のうち小規模な製材工場等では、改正クリーンウッド法施行後も証明を川下に流す意義がまだ浸透していない。取引先が小規模な工務店であり製材工場に求めて来ないことが背景にあるのではないか。
- ・ 大手ハウスメーカーでは国際認証のなされた国産材を求める声があるが、認証材になることで木材にかかるコストが上がることへの懸念もある。また、住宅供給は大企業と零細企業に分かれており、意識も異なる。
- ・ 現状では、中高層建築物に使う木材について、合法木材を使用するようにしているが、施主から合法木材や認証木材を求められることは少ない。一方、なぜコストアップしてまで木材を使うのかと考える時に合法木材や認証木材を使っていることが施主にとってアピールになるという話は出てきており、今後はそのようなものを積極的に使うことが増えるのではないか。
- ・ 森林認証の取得・維持にコストがかかるが木材の販売で回収できていない。生物多様性に配慮した木材流通を考える上で、必要な費用を販売価格で回せるかという点について、川上の実態と川下の実態の双方をヒアリングしてほしい。
- ・ 生物多様性への配慮については、TNFDへの対応が求められる川下企業からの要望があつて川中・川上も動くと考えられる。
- ・ 木材利用はCO2排出削減や炭素貯蔵量の観点で評価が進んでおり、木材利用の主な理由となっている。合法木材を使って建物を造ることで木が植えられて、CO2吸収に貢献するという点を建築主やゼネコンが言えるようにすることが重要ではないか。
- ・ 森林の更新とは、再造林だけでなく天然更新も含まれることに留意が必要。

2. ガイドンスの役割について

- ・ 大手ハウスメーカーは森林認証のようにESG投資の面などでオールマイティーに評価されるものを求める一方、工務店では認証材までは求めずクリーンウッド法をクリアしていることで施主に対して自然に優しい家を作っているとアピールするというやり方も考えられる。自分たちの欲しいものを選べるようなガイドンスができると良い。

- ・ 森林認証がどういう形で持続可能性に配慮していると言えるのか、合法木材についてはどういうものかということを目頭で明示することが重要。
- ・ 「持続可能性に配慮した木材」については、森林認証に加えて、森林経営計画の運用見直しによって生物多様性保全に関するチェック項目を追加したことも含めてとりまとめてはどうか。
- ・ 一部の森林組合では生物多様性や TNFD への関心が高まっている。それらについても取組手法やメリットをわかりやすくまとめて普及することは意義がある。
- ・ 森林認証や生物多様性保全に取り組む林業経営者も出てきているので、そのような森林から産出されたことの価値が認められて売買につながったような事例が出てくると良い。本ガイドがそのような人の助けになると良い。
- ・ 川中では、扱う木材について自ら付加価値を付けて商売しようというところまでは至っておらず、川下や消費者から求められるものに対応しているという状態。川上や国の取組を川下や消費者へきちんと伝えられるようなガイドができるとう良い。
- ・ ガイドの目頭で、持続可能性が担保された木材を使うことがどういうことなのか、伐採・再造林されることで CO2 吸収も含めてこうなるということを説明しておくとう良い。
- ・ 「持続可能性に配慮した木材」の確認を、サプライチェーンの中で、あるいは合法性確認のシステムをどう使って具現化するかという点を、ガイド作成後の展開も視野に入れて提案する形でまとめてほしい。

3. 情報の種類・確認・伝達について

- ・ 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」の一例として挙げられている指標は、日本ではあまり馴染みのない「生分解性チェーンソーオイル使用」等の世界的な森林認証に含まれる指標がある一方で、日本特有と思われる「長伐期化か帯状又は群状伐採による複層林化」という指標もある。日本を海外に合わせる、海外を日本に合わせるという議論ではなく、日本のこれから目指す森林像を踏まえてガイドを整理すべき。
- ・ 自然共生サイトはこれまで環境省がメインで担当していたが、今年から農林水産省も参画するようになったため、自然共生サイトの視点も追加してほしい。
- ・ 一般市場向けの製品に追加情報を加えて、その追加的コストを価格へ反映できるかは市場取引の形態次第である。一般市場向け製品と相対取引で扱われる注文製品では価値が異なり、後者の方が価値が高い。追加的な評価を独自に行っているものについては相対の中でストーリーを載せて付加価値のある取引を行う、という方向性も考えられる。
- ・ ガイドでは、川下までの伝達方法として、日本国内で情報伝達を徹底するというだけでなく、海外から木材を輸入する場合も同様、合法性証明を取れないものは使わない、ということを示す必要がある。

3. 関係者の役割について

意見なし

4. 追加調査（川上対象）について

- ・ 認証に係るコストについて、取得費用等は答えられても、業務にかかる手間等の算出は困難であり、答えやすい簡易な設問とすべき。
- ・ 森林組合はアンケートへの回答依頼が多く負担になっている。今回の調査内容であれば全数調査ではなく、認証取得組合や先進的事例のある森林組合に絞るべき。
- ・ 熱心に取り組んでいる民間林業経営体も対象に含めてはどうか。

5. 追加調査（川下対象）について

- ・ 住宅メーカーの関連団体に対し、持続可能性や生物多様性に配慮した情報を伝達して役に立つのかどうかをヒアリングすることが有効ではないか。
- ・ 生物多様性配慮の国際的意義は主に TNFD 対応にあり、多くの上場企業にとって重要課題となっている。川下企業のニーズがなければ川上は対応できないのが現実であり、川下側を対象とした調査が必要ではないか。
- ・ 環境面で先進的な取組を実施している企業へのヒアリングにおいては、取組の理由、その証明に必要な書類の状況、取組をアピールするために更にあると有効な情報等について聴取できればよいのでは。
- ・ アンケート対象を川中・川下までどのように広げるかについては、時間と予算の制約も踏まえ、林野庁と事務局で検討してほしい。

以上

令和7年度

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業のうち
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
(持続可能な木材供給・利用の環境整備)

報告書

令和8(2026)年3月

発行：林野庁

業務委託：一般社団法人日本森林技術協会
〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地
TEL 03-3261-5281 (代表)

